

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 河川砂防課

法令名	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律					法令番号	平成12年法律第57号	
手続名	特定開発行為の変更許可					根拠条項	第16条第1項	
審査基準	1. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第10条、第11条及び第12条による。 2. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第7条による。 3. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則第12条及び13条による。 4. 佐賀県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則第5条による。							
受付機関	河川砂防課 (土木事務所)	処理機関	河川砂防課	交付機関	河川砂防課 (土木事務所)	標準処理期間 60～90日	目次 No.	
						標準経由期間 上記に含む日		